

一般社団法人愛媛県交通安全協会 定款

平成25年4月1日施行（定款第1号）
平成25年8月30日改正（定款第2号）
平成29年5月30日改正（定款第3号）
平成30年5月30日改正（定款第4号）
令和2年5月28日改正（定款第5号）

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛媛県交通安全協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、交通道德の普及及び高揚を図り、もって交通の安全と円滑の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全の広報啓発に関する事業
- (2) 交通安全教育に関する事業
- (3) 交通安全功労者、優良運転者等の表彰に関する事業
- (4) 愛媛県収入証紙の売りさばきに関する事業
- (5) 自動車運転免許試験用車両及び練習用車両の貸付けに関する事業
- (6) 二輪車交通公園の管理に関する事業
- (7) 電動車いすの登録に関する事業
- (8) 公安委員会、警察本部その他関係行政庁、団体等から委託された事業
- (9) その他協会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 協会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 愛媛県内の各単位交通安全協会及び松山市内の陸上交通関係諸団体
- (2) 特別会員 交通運輸に関係がある学識経験者又は交通安全について特に功労があった者で、理事会の承認を得たもの

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 協会に、正会員として入会を希望するものは、理事会において別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の承認の可否を申込者に通知するものとする。

3 理事会で特別会員に承認された者は、その者の承諾をもって特別会員となる。

（会費）

第7条 正会員は、協会の事業活動に要する費用として、毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 協会は、正会員がその資格を喪失した場合においても、既に納入した会費は、返戻しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 協会の定款その他の規則に違反したとき。

(2) 協会の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なく、2年以上会費を滞納したとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、第5条第2項に定める社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、会員1人につき1個とする。

(権限)

第12条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、法令に定める事項及び協会の運営に関する重要な事項を決議する。

(種類及び開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) その他必要がある場合

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第16条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第17条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は会員として決議に加わることはできない。

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合は、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及び総会に出席した会員のうちから当該会議で選任された

議事録署名人2人以上が記名押印するものとする。

第5章 役員等

(役員を設置)

第19条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事が互選する。

3 監事は、協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうちに、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

5 理事のうちに、他の同一の団体（公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条に定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、副会長と共に会長を補佐するとともに、協会の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠若しくは増員による理事又

は補欠による監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の議決に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする協会との取引

(3) 協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における協会と
その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員損害賠償責任の免除)

第27条 協会は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 協会は、外部理事又は外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問及び参与)

第28条 協会に、任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、愛媛県知事、愛媛県公安委員会委員長、愛媛県警察本部長その他学識経験のある者に対し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 前項の顧問のうち、愛媛県警察本部長は常任とする。

4 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、協会の事業の遂行について意見を述べることができる。

5 参与は、愛媛県警察本部の交通部長及び交通部の各課(隊)長その他交通に関する学

識経験のある者に対し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 6 前項の参与のうち、愛媛県警察本部の交通部長は常任とする。
- 7 参与は、協会の運営及び事務に関して指導又は助言をすることができる。
- 8 顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に特に規定するものを除き、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第36条 協会は、その事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び所要の職員を置く。

- 2 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 その他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局長は理事会の決議により、専務理事が兼務することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て定める。

第8章 財産及び会計

(財産の種別)

第37条 協会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の維持及び管理・運用)

第38条 協会の財産は、協会の目的を達成するため、適正な維持及び管理・運用に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業費用の支弁)

第39条 協会の事業遂行に要する費用は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けた上で、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び

会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の議決により変更することができる。

(解散)

第44条 協会は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第45条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を受けて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第46条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第48条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告の方法)

第49条 協会の公告は、電子公告により行う。

第11章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の最初の理事及び監事は、別紙役員名簿のとおりとする。
- 4 協会の最初の会長は、矢野精一とする。
- 5 協会の最初の副会長は、桑原征一、山下常臣及び重松圀右とする。
- 6 協会の最初の専務理事は、宮脇哲とする。

(別紙)

役員名簿

平成25年4月1日

商号又は氏名		一般社団法人 愛媛県交通安全協会		
番号	役職名	氏名	地区名等	備考
1	理事(会長)	矢野 精一	今治交通安全協会	
2	理事(副会長)	桑原 征一	新居浜交通安全協会	
3	理事(副会長)	重松 罔右	伊予交通安全協会	
4	理事(副会長)	山下 常臣	南宇和交通安全協会	
5	理事(専務理事)	宮脇 哲		
6	理事	星川 一治	宇摩交通安全協会	
7	理事	森 達正	西条交通安全協会	
8	理事	越智 宏司	西条西交通安全協会	
9	理事	藤原富四郎	伯方地区交通安全協会	
10	理事	増岡 次郎	松山東交通安全協会	
11	理事	西谷 久茂	松山西交通安全協会	
12	理事	伊東 純朗	松山南交通安全協会	
13	理事	鶴井 國夫	久万高原交通安全協会	
14	理事	森川 純行	大洲交通安全協会	
15	理事	才野 俊夫	内子交通安全協会	
16	理事	木網 俊三	八幡浜交通安全協会	
17	理事	平磯 猛	西予交通安全協会	
18	理事	川上 豊	宇和島交通安全協会	
19	理事	井上 六廣	鬼北交通安全協会	
20	監事	坂口 利文		
21	監事	夏井 紀博	特別会員	